

(報酬の返還義務)

1、乙が甲に紹介した医師が、入職後医師本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、乙は第3条に定めた金額を次の基準で甲に返還するものとする。ただし不定期勤務の場合においてはこの限りではない。

入職後1ヶ月未満の場合	100%
入職後3ヶ月未満の場合	50%